一橋と公法学――憲法学・行政法学-

おことわり

一橋大学学問史三一四頁以下に掲載して、責をふさぐことにしてしまったのである。や話を指し、旧稿を殆んどそのまま掲載して、責をふさぐこはまったが、いよいよ執筆という段になって、ほとほと困ってしまったが、いよいよ執筆という段になって、ほとほと困ってしまったが、いよいよ執筆という段になって、ほとほと困ってしまったが、いよいよ執筆という段になって、ほとほと困ってしまったのである。

大学を、恩師を、そして仲間達を想いおこして生きてきたものあり、精神的な拠り所であった。苦しいにつけ、悲しいにつけ、れていたこれらの年月も、大学は私にとっていつも心の故里ではなかったのである。そして、また、いうまでもなく大学を離はなかったのである。そして、また、いうまでもなく大学を離この時期を除けば、私は一度たりとも大学と無縁に生きたことらいり長期にわたって大学を離れたこともあった。しかし、う比較的長期にわたって大学を離れたこともあった。しかし、

市

原

昌

 \equiv

郎

ぜられる月日である。とくに、大学改革の嵐の中で、連日のよ年退官することになった。全く長いような、また誠に短くも感といっても決して過言ではないのである。その私も今年三月定といっても決して過言ではないのである。その私も今年三月定といっても決して過言ではないのである。その私も今年三月定といっても決して過言ではないのである。その私も今年三月定といっても決しての生活、すべいたるまでの三十年余にわたる法学部教官としての生活、すべいの年半にわたる研究生活、そして昭和二十七年四月から今日に四年半にかたる場合に

ムボルト財団奨学生としてハイデルベルク、シュパイアに遊学奇蹟の生還をし復学した昭和二十一年六月までの二年半と、フ

十二月に学徒動員され、

南冥の地、

ボルネオのジャングルから

その間、

昭和十八年

半世紀に近い年月が経ったのである。

かえりみれば、

昭和十五年四月、

東京商科大学予科に入学以

である。

想いをしている今日この頃である。

が

たがって、

美濃部博士と田上名誉教授、

及びそれ

美濃部博士の後をひきつぐこととなる。

(52)

うに開 思いがけず公私共に多忙で、 つい昨 В 定年という一つのしめくくりの時期を迎えたものであるから、 はままならないものである。 のみ」といわれる。 が †日のことのようにも思われる。「老兵は静かに消えさる 何かもうずっと昔のことでもあったような気がする半面 か れた大衆団交で学生・院生諸君の集中砲火をあびた日 私もそうするつもりでいたのだが、 もともと忙しいタチの男、 いつもの年よりも一層あわただし そこへ 世の中

沿革

氏が 後者 行政裁判所評定官の渡辺廉吉氏が講義した。 ととなる。 達吉博士が から三十五年までは から同三十二年までは「憲法・行政法」という科目名で、 三十四年は た のは、 橋学園 明治三十六年から同四十三年までは「国法学」 担当した。 はひき続き渡辺氏が担当したが、 \$ 兼任教授として、 副島義一氏、 明治三十年、 で憲法・ ともその間、 同三十六年から昭 行政法の講義が開講されるように 「憲法」と「行政法」に分離され、 三十 専攻部設置と同時 科目名には変遷がある。 ひき続き両者を担当するこ ・五年は渡辺氏と竹井耕一郎 和 九年まで 前者は三十三年、 である。 同三十三年 は 美濃部 同 即 ع 年 な

> 法」として今日にいたっている。 「商事行政法」に変り、 また行政法については同十年から四十五年まで田上 十五年までは田上穣治名誉教授の講ずるところとなった。 法は筧克彦博士が昭和十五年まで講じ、 は「憲法及行政法」となり、 明治四十四年から大正八年 それ以降は「憲法」、「行政 美濃部博士の後は、 同十六年から の 瀊 間 四

ても 可能といわざるをえないが、 ことは、単に講義担当期間の長さという点からしても不 れの学問をぬきにして、 い歴史に与えた学問的影響の大きさという観点からみ 無意味とい わざるをえない。 一橋の憲法学・行政法学を語る それ以上に一橋学園の輝か

し

美濃部 公法学と 橋

的にも切っ たっている。 だけに止まらない。 教授によっ 美濃部博士の学問と学 ても切れない結びつきをもっている て継承され、 このようにして、 博士の学問 さらに 風 は 博 は、 博士と一 発展させられ、 |士の高 橋 橋学園 第田 の歴史の基底 Ŀ **今** 日 が、 穣 とは学問 治 それ にい

たの 思潮 観は、 の 社 憲法 社会に は E 的 対し、 お 当 ある。 ほ 博士の 本の近代化・資本主義化 ける市 蒔 な カン 基 の ならぬ一 一礎づけを与えたといっ 絶 即 近代資本主義の担い手としての近代的 理 民意識 対主義的封建主義的官権 ち 論 博士の自 はまさに資本主義の発展に対するそ 橋であっ 町人意識の 由主義的民主主義的 たからである。 ゎ 重要な推進 ても 形成に大きな役割を 過言 主義的 っては 力とな な支配的 な な世界 市民 い っ

意味を離れ

ても

橋学園 か

に極めて大きな影響を与

えてい 問

のとも

深く

カゝ

ゎ

るも

ŏ

であるが

故に、

学

的

な

7

Ξ 美濃部

語 るの ゎ 當 れる特色の二、三にふ 士の は容易 ような裾 では な 野 v あ 広さと高さをもつ美濃部憲法学を が、 れてみることとする。 ここではそのも っとも重 要と

い

治的 むしろ、 係 なる国家法 15 に またその は ١, 無 対 1. 色ななも 上杉博 人説についてである。 ッに 何 れとも おけるその発展史にうかがうことがで ō 士と で、 の天皇機関説論争 結びつきうる性質の 君主主義とも民主主義とも 元来、 玉 ŏ 家法 理 B 論的 の 人説は政 である。 基礎 無関 ٤

> 君主をその を否定し、 義と民主主義の妥協併存の上に、 それ本来のも である。 地盤が築か 対君主の であって、 憲法に るのもこ める素 きるように、 ては、 て生れてきたも 、君主主義的概念を排斥する目的 概 シ ħ 念の ュな概念であっ ては が地をも おける天皇統治の原則と矛盾しない、 その当初の政治的 ただ、 Ø のことを示すものである。 ような制限的 民主主義的 れるべ それ 創 つ なら 万能 つ妥協的 始者たる うも 本 この概 は純粋に な 来、 き歴史的政治的 無 の いことは、 のであっ 制 ئ 君主主義と民主主義を妥協 傾 機 念もその後 ある。 限 ァ たということである。 『意味に、 向 能 政 の ル を果す を育成すると同 ィ 権 治 プ た。 力が 即 デ 国家法-的 レ お オ ち イデ ٤ 博士が国家法人説は 方向 ㅁ 十九世紀 な意味 制 ۲ ,て維 方に ギ ح オ をも 限 は、 人概念は しかしながら、 . ص され 1 と向 持 お 的 概念に をもっ ギ ۴ っ 性格 時 **ኒ** ን の 民主主義 て主張 1 1 なが に て V ١, 的 ッに <u>ー</u>っ と説い もとも 絶対君 を失っ てい よっ イ 性 調 B 他 君 ッに 格 Ĺ お の 和 方 注主主 た て絶 をも ける た ポ 同時 て 明治 せ て の お の の い し

絶対

この

₹ に忘

ッ

ここにこの概念の

B

的

K

変化していったのであった。

か

も急激な民

主

主義

걘

 \sim

の

防塞となると

い

うふうに機

政治的意味をもったであろうか。

阴

?治憲法は二つの対立抗争する政治思想

1

方にお

政治的 味に 張される場合には、 に反して、 に する方向に働きうる契機を含んでい おいては、 ぉ `意味は明らかである。 しっ て明治憲法下でこの観念はどのような法律的 民主主義・ 民主主義、 その民主主義・自由主義をチェ 自由主義の徹底した国におい 自由主義の主張に役立ち、 即 5 絶対 たのである。 君主 一主義 この意 これ 国 て主 ッ ク

ずである。 と非民主的要素とをその中に包蔵していた。 国 い 記二要求の妥協は、 易に無 るべき歴史的 お 自]家法人説は明治憲法下ではそのよい て絶対的専制主義、 1由主 いて行われ、 ற் 利な点が多かっ 妥協調和の産物であり、 一義的 視されるような状況 しかしながら、 な要請がみたされていたとしても、 社会的 し かも重要なことは、 諸条件が自由主義的な要請に対して 実際には自由主義的 たため、 他方において自由主義的 憲法の成文化過程における前 に あっ たとえ、 したがって民主的な要素 たということである。 機能 形式的 憲法制定の こな傾向 の場をえたは それ故に、 には民主的 民主主義 それは容 の軽視に 消景た

> 格を否定する立場にあり、 ・自由をできるだけ狭く解しようとしたので 絶対君主主義の下に国民 国家法人説がもつ政治的 ぁ の 意 権 味

あ

家

利

性格を強調し、 は自ら明らかともいえよう。 また博士の国家法人説主張の根底に、 となり、 説の側からみれば、 と進むことになる。 機関説を主張せしめたものといってさし支えな 無であっ このような時代・社会において、 していた自由主義的 このような博士の思想は、 このような事情の下で、 中でも国家権 保障の理論としてその学説 ッ シュ その非難の矛先に立たされることになる。 たとはいえない。 な 絶対主義的・官権主義的 したがってまた政治的 !力に対する最大限度 過度に自由主義的性格を帯びるもの したがって美濃部学説は支配的 な 民主主義的 後述するように、 むしろ博士の思想に深く根ざ 憲法の中に含まれる民主的 のバ あえて博士をして天皇 ッ な世界観 ク の この な性格 ボ 国 な立場の否定 民 ì 観念のも の ン 日の意識 をなしてい 自 行政法理論 信念が、 かっ 由 な学 事実 が う 権利 た。 絶 ポ

レ

₹

ては、 くして博士の国家法人説を骨幹とする憲法理 一方で天皇の統治権 .. の 制限、 他方で議会の権 論 にお る の の

か

のである。

実(

支配的学説とされたものは、

明治憲法の民主的性

い

ප් 営業許 営業 生命 要ナ ヲ以 臣民 ち憲法撮要第五版第 \bar{n} 言 /ラズ。 テ、 列記事項ニ限定 てい \hat{o} ス テ其 Ŧ ル ノ総テノ権 只之ヲ言ヲ待 奪 可 自 ル モ は 亩 た自然の 若 ノ必要ヲ認メ ハ 新な をも 列 ヲ例 レ シ.....。 記 ザ 権 っ 利義務 シ ル….。 示 自 利 て セ タ 乜 国民 タ 憲法 由 の ント ル ル 賦 ザ ザ の 七七頁以下に モ 1 ヲ総括シ 回 与 の ŋ ル所 憲法 (八)決 *".....*° 1 ス 「復であり、 で もつ自然の自 シ 3 ル は ナ ガ之ヲ規定セザ Ŧ シ ij \ \ ! な ij ノニ非 テ臣民 テ規定ス Æ 憲法 < ١ 軽 としてい 為 シト 「本章 制限 公益 シ、 ノ列 ズ ノ権 田で ス シ ル の の 敢 記 テ 利義務 「ノ規定 ル モ 解 ムテ特ニ た る。 趣意 あるとし、 ル ノト ス 除にすぎ め ハ敢 唯 ル -為スベ に 博 所 其 ラ以 ヲ 一之ヲ 制 士が 非ズ 此 テ之 外、 腿 主 等 テ

る。

憲法 以 用 其 シ (七四条二項) ヲ変更ス タ 力 テ の ノ下ニ ١ 皇室典範ヲ変更ス ル効力ヲ有 第二に、 ノ関係ニ 改 雖 たる典 是当然 モ Œ 在 の下に ル 憲法 IJ 前 コ ッ 範 1 掲書 ۲ ス 1 ニ其 /原則 Ø おくことによっ 其 ハ国 ヲ ル デ 改正 得 ノ授権ニ Ŧ ノ明 ŀ 家 ル 〇七頁には ザ 1 ·認ムベ 作用を議 ノ最高 ナ コ 皇室典範 ル 文アリ、 ١ = ル 依 反シ ヲ ヲ以テ、 妨 牛 IJ ノ意思ニシ て大権 会の議 Ŧ 定 ゲズ。 ナ 後 「皇室典 憲法 メ 1 (ノ原則 ·ナリ」 憲法 ラレ 皇室典範ヲ以 の制 に 前 付 ナ 根 タ ノ改正 範ト憲法 す必 限 として大権 ル 拠 其 原 を試 Ŧ 皇室典 ア下 則 要 1 1 = 明 みて 依 の ナ ŀ 文 憲 範 憲 国 あ ル ŋ 法 作 ヲ ナ テ 劾 Æ 法 法

規定は それ

的

(列記にすぎないとする支配

的 治 14 理

学

説に対 法第1

して、 章 に、 崩

は

議会の議決で成立する法律によるべ

きも

のとした。

即

ぎない。

およそ国民

の

権

利

自

由 Ō

制

限

いする

ŏ

に す

然 は

の 単 制 項

Ď

の

を除き、

ただその主なも

を を

例示したに 規定をまたな

純 限 は ゎ

な例

宗的

規定にすぎず、

明文の

立法事

狭 け

く大権 であ

事

項は広く解し、

明

憲

の

れ

る

三の

例証

をあ

ば 的

第 展

拡張 てくる

として、

その自

由主義的な要請

が

綸 れ

に

z

な

とした

の

もこの

理

論

0

発展に

他

なら

な

ヘスル 隊 例 関 一ノ責任 第三に 法令二途ニ ノ力ヲ以て国政ヲ左右シ、 外 シ ・テ責ニ = ラ為 前 ŀ ノ外ニ ヲ要 ス 掲 養三二 任 モ 出デ 置 1 ズ ナ ル カ <u>デ</u>ニ 若 四 ル コ L シ 一頁には ヲ ١ ル 重 不 以 ヲ要 ョ 当二 政 テ ŀ 府 ス 「統制: 其 軍 其 ル 一国主義 姿ヲ為 国務大 ノ原則 範 範囲 大権 囲 飳 ノ弊窮マ ノ作 之ヲ 拡 対 ガ 甚 張 ス 甪 適 ダ ス ル 切 ガ 当 ル 重 玉 所 = 要 丰 ŀ 玉 務 キ 限 ナ 務 大

軍

定

ル = 臣

う田

Ŀ

教授の説も妥当と思われる。

主張 \pm いというよりは、 カ 博士が、 ル 体の観念が歴史的 ベシ」として統 が 国 体の理論に含まれ 「体と政体を区別する通説に反対されたのも、 むしろ先生の抱か 1倫理的 帥権 の範囲 てい なもので法理論的に根拠がな たためと思われる」とい を制 限 れた世界観に反する している。

四 美濃部 行 政 法

与、

コ

١

Ļ

利 して 仮令法規 権 単ニ便宜問題 É 利又 各人 於テモ、 於テハ之ヲ行政権 ヲ侵害シ又ハ 行 国民 政法撮要第四 由主義的 政 法 ハ自由 法 理 の ガ之ヲ行政権 権 其 規 論 利 「 ヲ 侵 ブノ裁量 な立場が O ノ裁 をい 根 新ニ之ニ義務ヲ命ズル行為ハ法規ノ明文 分 版四三頁「人民ニ対シテ其 鯚 (サレザ 拠 量 か 15 タル = 基 常ニ覇 自由裁量ニ任ズル に保障する お よく表わ ノ判 <u>_</u> 'n いっ ク って 断 = 止 ノ権利ヲ有 東セ は 非 = 7 れてい 任 ザ ル ラ とくに違法な行政に対 かの点に ズル場合 Ŧ レ バ ノニ レ る 行 タ ス 非 ル ル ガ如クナル場合 政 裁量 権 おいて、 ١ モ べ。 雖モ ノニ 、ノ既存 依り其 何 = シテ、 行 シ ŀ 博士 |政権 ・ナレ ラ権 テ、

バ

シ得べ

キ所

ハ唯各場合ニ付キ何ガ法規ノ要求スル所

目

規裁量の性質を認め、 広く国民 مار カ バヲ判断 の権利を侵害 ス ル ニ止マル このことに Ļ 義務を課する行政 モ 1 ・ナレ より ノマ ナリ。 行政訴訟 た つい による とし て 玉

民の権利の保障を広くしてい

さらに

ナ

得シ、 係で生ずる法律関係は必ずしも公法関係では 非ズシテ、 底した。又このように私法関係の範囲 治憲法の下で行政上の法律関係をできるだけ このことによって行政訴訟事 てこれを認めることを可能にしたことも注 を認めてい 国民に加 基づく国又は公共団体の賠償責任を、 係においても広く認めることにより公務員 して民事 第二に公法と私法との区別について 仮令国 貸借、 ・ノ最モ 管理シ、 だえた損 訴訟を許すべきものとし、 専ラ其 寄託其 明瞭 |家が一 な か 会害に 処分スル行為ナリ」(前 ナ っ ルハ、 方の法主体であるとしても国民との ノ財産 た当時 ノ他民法ノ定ムル手段ニ依リ財 つい 一上ノ利益ノ為ニ売買、 国家が直接ニ公益ノ為ニス Ó ては国又は公共団 制 ,項につき列記主義をとる 度下で、 国民 民法 公法関 を行 「其 掲 の権 書 ノ私 の 体 の 政 の適用 六一頁) 係 不 Ŀ 利 私法関係 ないとし、 に価 の 交換、 法的 ·法行為 賠償 の法 に 保障を徹 産 する。 お によっ 貨貨任 律 ラ取 ル ナ 明 関 لح 贈 ル = て 関

ずか 修正を余儀なくされるも 基本原理とされ、実定法も全てこの原理 博士の学説は新憲法下の法秩序において をとっ お 由主義、 されているのであるから、 て っ 新 ていたことも、 て 憲法の制定に当って博士が極めて消極的な態 極 民主主義の立場は徹底されこそすれ、 めて重大な貢献をしてきたの 当然といえるものであっ のではない。このような意味 公に権威づけられ、 は K である。 基 自由 づ 毫も変更、 博士の自 į, て構 が か

義下

ல் っ

В

本に

おいて、

国民

権

利

自

あ

ように博士の公法理

論 の

は

絶対

主義 曲を保障

的

国

家至 する

主

0

五 田 上公法学の基礎に あ á

ъ

ഗ

度 15

の著作全体に

いえることで

あ

る

が、

ね

り

12

ね

られ

た

一言

和 作

先生は く記憶されてい してくれ ご挨拶に なく 険が皆 和 なっ 生還を心から喜んで下さっ 1無とは た一つ 約三 た。 年 年七 る。 のことが今でも感銘深 い し جي L 月、 かし、 つりに えない、 学問 先生を 南 ح 方戦 の自由に対する右 ということであっ れ か 国立の研究室に 線 らは かゝ た。 ?ら無事! 别 先生が の < 側 掃還 いからの 側 私 た。 から の心 この時、 お訪ねした。 復員直 つの抑圧 の奥深 復学の 抑 圧 話 の

後で、

国内情勢も全く分っていない自分にとっては、そ

感めい というの 言葉の Ŧi. の一つである「日 つ 学 田 |四年) の「はしがき」 鮮明に叙述しているの 上憲法 問 たも の が 方 Œ. 学 Ď 向 Œ 確 が な意 0 12 直なところであっ があっ 何らか 基礎をなす世界観と学説の特 味 本国憲法原論」(青林 たことを今でも覚えて は の関 当 時 は に 係をもつ発言であると に 書 お 教授自身がその代 た。 かれた一文である。 いゝ ては し 理 かしながら、 解 書 でき 院 色 る 新 を な 表 簡 か 教授 的著 潔に、 先生 っ た

そ かゝ に 上

成 の

カゝ

る

の

人格! 我ら神の子と称へらる。』(書三章一節) ここにになった。 には、 か 昭 値の尊厳を認め、 これにより深い感銘を受けて昭和四年キリスト 先生から哲学の時間 「著者は大正十五年、 和 ら憲法学を学び、 句にも無駄のない文章であるから、 価値 年、 原文をそのまま引用するに の 東京帝 中に窮極 国 人権を尊重 ここに国民各個人の自由と平等は国 大学法学部 の に 旧 目的 キ 制第 ij を見出すことに ス ŀ 高等学校におい に 教の神学 国 如 お 政 いっ くは E て 誤解をさけるため 美濃部 ない。 的 お なる。 いても、 個 思 惟 人の人格 て **注達吉:** 教に を学 岩元 さらに わく、 び、 先 この 八人信 カゝ を 禎 価

とを教えら

7=

昭

和

六

年から東京商

科大学、

続い

て

橋大学に

お ń

いて二九年にわたり憲法学を担当した。

ح

て伝統的な価値をもち、

この

ため民

主制と矛盾

しない

ح

の

に ゎ

が

敗戦に

よっ

て明治憲法

から日本国

められ、 間

憲法 国は

の 理

論

は著しい変革を蒙ることに

なっ 憲法

た 15

0

か

観

は変らず、

憲

も天皇

ற

神

聖は、

国

民全体

0)

福祉をもたらすことに

お っ の

い て た

よっ あ

7

みだりに侵すことが

で

きず、

家

は

国

ることを教えられ、

また君主制

の

ゎ 国

が

国に

あ 民

間 法 が、 が り美濃部 しゝ 法学 憲 唯 変動を受け の条文を解釈する原 が 現行 著者 明 団 台 人憲法 体 Ó E しとされたことに [な矛 法の 憲法の指導原理と矛盾しないことを教えられ、 えたところであっ 根拠となっ お 先生に対 信仰 け 改正 施行 盾 な る美濃部 と両 が か 一に反対 し強い あるとする問 により、 っ 先生 た。 た 先生の学 の 理 より、 され 昭 <u>.</u>反 は で 和二一 教団 ある。 て、 対 戦前から戦 ら受けた価 が たことも著 先生 説 題 あり、 先 の教義と天皇 年、 生 が提 昭 が 和 の が 捉起さ 学 続 後 値 朔 枢 著 〇年機器 説 治 者 密院会議 者 ν̈́ E わたって著 憲 の立場 7 に の れ たが、 昭 動 一の神聖 お 法 関説 け の 和 かゝ る旧 改正 K -1 先生 難 戦 四 ī 強 と ŗ 憲 前 の 年 L を V しっ

自 ゎ

出の らず、

な

社会に陥る虞が

あり、

さらに民主制

15

対

極 いっ

|端な形式的平等を主張して、

そ

の

個性を失

代に 別 あっ 底 例 が 個 法 民 するに至ってい た が に な 軽 れ ると当然の衝突により Ŕ る。 天皇制 国には よる政治が堅持され、 いとすると同 視 が 15 および学界 絶対性はなく、 の論理は の政治が実現可能と考え、 の平等に反する法令を当然に憲法 人の人格を尊重 て、 っ お お Ų て ٧٠ け い 人格 欧米に ても ては と調 国 また各人が れ 民主制 [権は ども憲法の 充分にその 国 (n) 和することを確信するに至っ 価値の尊厳および 時 民 動向は多様な変遷を経て おける 絶対に侵 な 各自 人が E L い の 論 本性と能 自 秩 性 実証 例えば個 っ 国会を最高機関とする間 理に優先すると考える傾向 如きキリスト)人格 妥当性を実証している。 明治憲法以来の 由 悪 し得ない 序を破壊する危険があること [と平等 Ó 的 あるい の尊厳と同 た 力に な規定によるこれら んめに 民 人の自由 を国 \$ 主 おいて等しく 各自 は人権を保障 違反として絶 の 制 教の伝統 とし、 は 権によっ 先生の学説 が 時 い が本来無制 るが、 に た。 自由 ゎ ある が国 がなく、 玉 その 接民 て侵 民 な を その する ただ 主 12 の の が 対 い 定着 後判 は 総 主 පි 原 限 み 無 は に 憲 ゎ 現 差 玉. 拘 す 理

各自 な 的 に る 教を意識しなくても憲法の基本構 ることは、 人権 価 止揚され をもつに過 らば 付記す 論 から、 値 争を を認 の の尊重と民 理 世 避けら 昇観 解 á る。 著者の憲法学の基本となる聖書の める憲法の 信仰を同じくしない限り矛盾であり、 の K ぎないことを忘れたためであ 止 ただ宗教の が異なることによって解釈を異にし、 主制 致 れない めた。 を期待することが は 理 憲法は 論が、 が、 弁証法 いずれも相 憲法 極 理性による相 理 的論理を憲法学に めて政治 論 造は法理 対的 できる。」 の 相 る。 的 な次元にお 対 教 な法律 性 的 対的な妥当性 を容認 **公義は、** に説明 自由 また宗 導 「と平等、 で 学問 あり、 巻末 っでき する 入す い て

的

六 戦 前 の 田 上公法

行政」(有斐閣 金科玉条視する法実証主義を批判し、 「然法」 (有斐閣 教授 の戦 前 の 研究成果をまとめたもの 昭 昭 和 和二 七年)と「自由権 乎 が ある。 前者 公法学の研究は に 「法律 自 は 治 実定法規 権 ic よる 及 W.

B

お

自

色彩」、 明らかにした「地方自治の意義」、 史上も重要な意味をもつものである。 る自然法的解釈の必要性を論じた 握するに 実定法規をその 性格」 の本質」 して研 自由権の超実定法的人権的性質を指 等の あるとする立場に立って、 究した成果をまとめたもので、 及び自治権・ 諸論文を収録したものである。 歴 定的 所 Ĵ. 警察法の歴史的習俗 の特 殊態 「警察法 「憲法解 法治行政と公法 に 後者は ついて客 の 釈 ゎ 摘 憲法 歴 Ø が した 史的 的 自 行 観 然法 性 15 政 的 習 格 法 原 お 15 的 1+ 把

由権

を前 優位を看

提として認められるも

ō

で

各種

の

世 対

|界観

相

対

的 仰 の

に関

|過する危険

がある。

いずれも絶

の

値 E

が

信 権

法

の 論理

を優先させることにより、

国

家

の

独

文 価

国

研究に 公法学が、 からすれば、 きたわが国に 比較法的研究の成果であり、 心とする であっ ける唯 っとも有益な研究であり、 教授のこれら戦前の業績は、 とっ た。 = 一つの可能 当時の社会情勢下に て不可欠なもの 1 おい 本来、 П のような基礎的 ッ ては、 パ 大陸 大陸諸国 な選択であっ ح 諸国 でも れらの研 学問的 し から多くの の)学説 な研 お あ か おしなべて、 たともい い っ も敢えていえば当 究こ に極 て た 究は お 実定法 そ 法 め か ゎ えよう。 さらに美濃部 れ T が が 制 学問 てい 国 制 独 を 価 公法学の 継受して 値 の 的 、た立場 精 14 髙 時 K 細 を 46 中

の

七 戦 後 \widetilde{o} 田 上憲法学

は Ĭ, 説 き春 お 許 益論 が いっ 長 され 田 てはいうまでもなく、 春を迎え、 うまずたゆまず、 を迎えるための į, は大きな影響力をもち、 Ŀ 暗 理 なくなったので い 冬 論を考慮することなしに自説を展開すること め 一斉に開化したの 間 万全の準備をととの あ 静かに内実を蓄積してい っ ある。 ĺ٦ 冰雪 実務の 贅否何 あ下 世界に は れの で、 戦後である。 立場をとるに お 静 える自然 い カゝ 、ても、 12 た田 来たるべ 学界 の よう 上学 田 せ Ŀ

の立 意的、 0 Ŧ. ことを主張 憲法解釈学 基本原則 主義など日本国憲法の 場に立っ 後 の基本原則 政治的、 の の序文四頁にい 田 をどのように調整するか ٢ がその性格 上憲法学がも て、 比較法的 主観的解釈をさけるため、 基本権 三原則の調 上ややもするとおち わく「多く 考察を重 基本原理 の う 保障、 も 整 国民主 |視したことで を調和的に適用 ع に関するも の も特長的 憲法 ·」(有信堂 権主 :論 価 い 義 り勝 議 値 なことは、 相 の は が あ すべ 国 ちな恣 対 主義 憲 際協 多 る。 昭 壽 法 和

っ

思う。

が

部

論者は自分の結論に適する基本原則

を選び、

他

と が 選択 く を通じて尊重すべきであり、 基本権の保障 自 原 の 本原則を異にする解決は、 ように、 衛隊 崱 基 もっ できない。 するものが多い。 は、 本 の問 原則 あら ぱら憲法の目的論点解釈上当然に要請され 相 題 互 ځ に性 ぉ は の かじめ想定した結論に適合する基本原則 ょ これは、 国際協調 関係を考慮 U, 格を異に Ĭ け 民 特定の政党に迎合することでな れども基本原則 主 の 権 原 す 憲法の体 し 具体的 削に るも の な 原 しゃ こよっ ので 運 傾 系 は、 向 な問題によって、 て あ が からみて、 る は ے みられ れを軽け 結 が 常に三原則 論をだし、 る。 般に 視する とるこ 基 は

十頁にい 基本 学研 総論 題」(宮沢俊義先生還歴記 В の の 基 解 右 っ とも 釈 本原理として国民主権 原 究 Π の 理 に 理 との 有斐閣 は 良書普及会 わく「ところで戦 注目されてい 論 的 調和 憲法 立場に立 いを検討 の 昭 他 和 四〇年 るの って 昭 の 規定との 和 しなけれ 念 なされ 争 が Б. ٠ 「日本国 人権 七年 所収。 Ó 「主権 放棄に関する憲法第 た憲法 ば 尊 有 所 なお 重 機的 収 ならな の [憲法体 お 概 よび 田 で 解 関 念と ある。 上穣治 係 釈 系 国 論 第二 防 際協 わが 殊に とし 衛 同 「公法 調 憲 そ 巻 の Ť 九 問

とも で 度 原理 るた の を そ 玉 そ 財 <u>ت</u> れ い、 な 権 述べ、 あ の 自 維 財 極 ñ 民 ば ñ 産 人員 んめに ゎ 衛 持する警察権 を含むもの 産 的 の は とは は な の 憲法 玉 が 7 が 原則 基本権 らな 急迫不 権 K な不作為請 安全を保 家 現在程 . 加 違憲では 積 玉 なら O 国際協 の 装 極的 がえら 周 憲 として国 い。 え 前 らば、 備 辺 法 正の侵略に対し自己を防衛する権 な を最大限度に尊重すべきものと定め 提とする国 度 なら の Ł で 憲法第 10 れ 障 調 な 諸 の自衛隊 の とともに、 あ 玉 る 求権 玉 するために の ば 国 根 る。 権 Ĭ 民 いとしているようで 殊に国 民は 原 に 拠 の 内 . の の 理に 一三条は、 戦 発動 何 宣言 が ここに国 的 自由を侵してはならないとする 家 憲法を尊重 分に [家が] ら あ お の 適するとは 牊 よび このほ か る。 玉 を要請する、 必要な制度であるとすれ 存 和 至 列 の **K** 立 危険を感 国 Ŧi. 6 か 立法その 民 か 内の公共 な 際的 五. 6 の 防衛について責任 1 生命 の侵略に対する国 擁 い 玉 しっ 度末) 自 ع な侵害を 民の生命 護する義務 え 心ぜしめ 公共 衛 の安全と秩序 他 な 力で 身体 Æ は 「少 ゟ |政 利 福祉 自 あ な á 排 0 が お 国 な 上で 衛 る しっ 除 自 が なけ を負 ょ 民 力 程 < の す 亩 ば U. が 主

戦 後 の 田 上行 政 法

八

一原則

が

洋挙げ

Ś

n

る。

のうち侵略に対

して

抵抗

し

な

い

承認、 を否定しようとする みられた基本的 ることを一貫して主張してきた。 立原則、 確保しようとする学説 限界 を強調して主観的 政と 教授 あたかも 法 が 義務付け 的 司 (司法的 司 の 行政責任 統 法 法と 現 制 審 憲 客観的 を強 法 查 の 訴 立場が貫かれ 審 独 の 下 祀 訟 の原則からして、 査 対 立 の の な結論で の ر 象とされ 性 行 で 恣意的 否認、 対 8 の 政 ある。 象に 多い 強調 ح 法 れに 理 ある てい な結 行政 ならない が、 たことも で 論 よっ あ 15 ここに か 論 る。 裁 教授は 特 る。 司法 の を学問 量統 て 徴 行政 現憲法 如 即 K あ 的 審 憲 < B 制 苠 っ な 活 こと 主 法 τ 的 田 の 査 の 張 定 限 上憲法 権 な 動 上 檶 行 に の立 する 界 の に の 利 ょ 政 0 存 は 保 い 権 12 学 の が 護 つは、 在 力 対 。 の i 定 あ の 分 す

の

る司

政

行 行

続とくに ても、 法 現 っ 裁判 代福祉 ても十分に説得力をもつ議論 事 民主国 所 前 の構 Ŧ 手続 家に 家 成 の E 岩 (非専門: 整備 ける お ける 行政 の 行 性)、 必要性が の専 政責任の 手 門化 70 続 叫 あ ばれていることも 9 あ 弁 の 現 ŋ 論 方 今 実 E の 主 Ħ 問 義 徴 行 題 す 政手 か か れ ば 6

み 司 K

の

み

草書房

義務付け訴訟等の能否、判断の基準時、

訴訟事項(裁量、

の 司 といえよう。 '法審査の限界性を承認する考えと密接な関係をもつも

他

基本問題」(一橋大学法学会編 右のような考え方は、 昭和二七年)以来維持されている。本論文は、 判例に現われた行政事件 『現代法学の諸問 題 訴 訟 勁 の

関するもっとも重要な研究の一つと評価されている。 説を展開した論文で、 訟における基本問題について、 客観的訴訟等)、立証責任、 当時における行政事件訴訟制度に 判決の効力等の 判例の動向をふまえ、 行 政事 件 自 訴

判所で解決できる、 بح に で争うことが広く認められた今、 泣きね入りを強いられてきた国民が、 極端ないい方をすれば、裁判万能というか、 が に強いように思われる。長い間、 なれば、政治・行政に対する不満を裁判で解決しよう 長期化し、 ゎ が国では、 裁判に大きな期待をか 政局の転換は当面みこめない、 裁判をとりまく一つの傾向として、 解決すべきであるという観念がとく ける 政治の面では保守政権 国家権力の横暴の前に のに 権力を相手に 8 無理 すべてが裁 ということ カン B やや 裁判 ź 面

> 法理」 に思われる。 にその本来の役割を果たさせるために必要なことのよう きことは政治の場で、政治的に決定し、行政に任せるべ で決すべきことと決すべきでないことを区別し、 このような傾向は決して歓迎すべきことではない。 か なっている。この期待と失望は決して無縁でないどころ ているもののようである(とくに、「あとがき」三八七 追及することこそが、かえって裁判の権威を高め、 きは行政に任せ、 かんでも裁判で、ということではなく、 た失望のとりことなる、 菡 寧ろ盾の両面ともいうべきものであろう。 ではその K おい 期待がみたされなかった場合の 鵜飼信成教授も、 て このような考え方の正当性を再確認し 行政の責任はこれにふさわしい方法で という繰返しが日常的にすら 近著「司法審査と人権 政治的に決すべ より増幅 しかし、 何でも 裁判 裁判 の

むすび

頁以下参照)。

したい。 なお論ずべき多くのことを残してしまっ 憲法及び行政法」(一橋論叢三四巻 また、 美濃部博士に関する部分については、 四号『一橋 た。 他 |日を期 拙

が

ある。

そこで一面では裁判に対し過大な期待をいだき、

稿

B

私の場合、

東京商科大学を志した動機その

も の

からして、

他人に説明できるような代物ではない。

大学のことなど何も知らない父が、

人伝てに聞いた金持

なれる大学、

が

真相である。

半世紀も前の、

日本の平凡な、

田舎に生

この大学、

商大ならば進学を認めるといい出したの 経済的に家を再興できる大学ということ

であろう。

間 !の伝統と反省』二六四頁) かつて、「私の卒業論文」と題する小文を小平学報 を参考にされたい。

誰

するこいつの正体だけは知っておきたい。それが分らな 希望がもてないのならば、 しまう国家とは、 る行動を強制するどころか、 わ ころで決定された「国家意志」とやらにもとづく戦争に、 う一生の仕事としてしまったのかという顕末を書いたも 商学・経済学を専攻せず、公法学に関心をもち、とうと のである。第二次大戦の中で、われわれの与り知らぬと 掲載したことがある。東京商科大学に入った私が、 れわれをいやおうなしにかり出し、自己の良心に反す 国家権力とは何なのか。どうせ生への せめて、 その生命までも自由にして われわれに死を要求 なぜ、 に

れほど抵抗感はなかっ

たので

ある。

だが、 ない 大学であっただけに、 好きで、 れ にも愚かだ、 思考である。 田舎に生きた人間の常識ともいうべきもので ただ大学へ入りたい一心で、父と妥協して入った 得意でもあった私だけに、一つの夢はあった。 誤りだと一笑に付してしまうことのでき もともと、どちらかといえば、 経済学・商学を離れることにもそ 数学が あって、

私はこの悲願をあきらめようとは思わない。 い、と強く願っている。この小論を読んだ人の中 日に志した道を歩み、たとえ一歩でも二歩でも前進 れた時間と力の限りをつくして、 れは多分絶望でもあろう。 なお、 た年月に比すれば遥かに短くなった それどころか、恐らく今後残された――これまでに費し 一人でも二人でも、 の道を志す人が出てくれば望外のしあわせというべ こうして公法学に志した私ではあったが、 満足のゆく、 私のたどった道に共鳴され、 納得できる解答を見出しては だが、 四十数年前 それにも 時間 かゝ 品の若か 自分に残さ カゝ 今にして、

っ

た

の中ではそ わらず、

ない。

くては死んでも死にきれない、という悲痛な魂のもがき

私を公法学研究にかり立てたのである。

橋大学名誉教授

公法学 から、